

使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進

11百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において平成20年2月にとりまとめられた報告書において、国は、報告書に位置付けられた各種施策の進捗と効果把握のため、排出家電のフローの把握に努めることとされている。

このため、使用済家電の流通について、トレーサビリティの確保等を通じて、使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化を推進する。

2．事業計画

- ・使用済家電の全体的なフローに係る実態調査
- ・使用済家電のトレーサビリティ確保に係る検討
- ・家電リサイクルによる再生資源の利用先の透明化に係る調査

3．施策の効果

使用済家電の適正な流通が確保される。

使用済家電の流通実態・処理実態の 透明化及び適正化推進事業

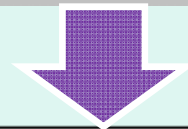
11百万円（0百万円）

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)については、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において平成20年2月にとりまとめられた報告書において、国は、報告書に位置付けられた各種施策の進捗と効果把握のため、排出家電のフローの把握に努めることとされている。



【事業計画】

- ・使用済家電の全体的なフローに係る実態調査
- ・使用済家電のトレーサビリティ確保に係る検討
- ・家電リサイクルによる再生資源の利用先の透明化に係る調査



使用済家電の適正な流通の確保